

知的財産セミナー（初心者向け）のお知らせ

2011/10

- ・日時 平成23年11月11日（金）
- ・場所 岐阜大学 産官学融合本部 1階ミーティングルーム
- ・時間 午後4時30分～5時30分（受講料無料）
（5時30分から、参加費500円で懇親会に参加可能です。）
- ・講師 特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所 会長
岐阜大学客員教授
弁理士 廣江武典
- ・申込先 岐阜大学 産官学融合本部 知財戦略室
TEL：058-293-3183

内容

出版社が被告に対して病院の経営管理に関する書籍の執筆を依頼したところ、被告は原告会社を退職後に被告を著作者名義として、出版社から被告書籍を出版した。

病院の経営指導を行う原告会社は、本件著作物が職務著作物に該当するとして元従業員である被告に対して本件書籍の出版の差し止めと損害賠償を求めた。

この事件の第一審東京地裁判決及び控訴審である知財高裁の判決を題材に著作権は使用者たる法人に帰属するのか、それとも従業員に帰属するのかについて、著作権法の職務著作物の規定にもとづいて分かり易く解説します。



特許業務法人

広江アソシエイツ特許事務所

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368

Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011

E-Mail info@hiroe.co.jp

Website <http://www.hiroe.co.jp/>